

女性採用活動支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

企業が女性の採用を促進し、職場環境を改善することで、女性にとって魅力的な企業づくりを実現し、潜在的な労働力を発掘して人手不足を解消するとともに、女性の正規雇用率の向上を図ることを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 対象者

女性の採用を検討する相模原市内の事業所

4 委託業務の内容

(1) 事業周知・広報

事業の対象となる市内事業所に対し、広く事業の活用を促すため、事業内容の周知・広報を行う。周知に当たり、チラシの作成・配布を行うほか、関係機関等と連携し、適宜効果的な方法で実施すること。

(2) 問い合わせへの対応、申し込み受付

事業の活用を検討する事業所等からの事業内容に関する問い合わせに対し、適切に対応するとともに申し込みの受付・管理を行うこと。

(3) 事業説明会の実施

事業の活用を検討する事業所等を対象に、事業趣旨や事業内容等を説明するための説明会を実施すること。なお、説明会は以下の要件を満たすものとする。

ア 開催回数：1回以上

イ 開催時期：7月までに実施

ウ 実施方法：会場又はオンライン

エ 参加者目標：15社以上

オ 内容：女性採用の企業メリットや家庭と仕事を両立できるための働き方について具体的な事例を用いて説明すること。

(4) 個別コンサルティング支援対象者の選定

(3)の事業説明会に参加し、コンサルティングの参加申し込みのあった事業所等の中から、5社以上に対し、個別コンサルティングを行う。申し込みが多数ある場合、発注者との協議において、支援対象の事業所を選定する。なお、選定に当たり、受注者において個別コンサルティングの内容や進め方、支援効果の想定を踏まえつつ、選定に当たった考え方や基準を発注者に示すこと。

(5) 専門家派遣による個別コンサルティング等

ア 支援対象事業所の人材採用に関する課題の解決に向け、コンサルタント、社会保険労務士等の専門家を派遣して、就業規則の変更などを含めた具体的な解決策を検

討すること。

イ 1 事業所あたりの派遣回数は3回以上とし、1回あたり概ね2時間程度を目安とする。相談の日時や実施方法は、事業所の希望を踏まえつつ、調整を行うこと。

(6) 交流事業の開催

個別コンサルティングを受講した企業に対して、別途契約する「女性就職支援事業業務委託」や関係機関と連携した交流事業を1回以上開催すること。

(7) フォローアップ

支援対象事業所の人材確保の取組状況について、業務期間内においてフォローアップを行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。

(8) アンケートの実施

事業説明会、個別コンサルティング事業やイベント等の実施後、参加企業や参加者に対するアンケートを実施し、集計・分析を行い、「4 業務の報告」に定めるとおり発注者に報告すること。

(9) 効果検証

効果検証においては、事業成果の取りまとめのほか、課題の洗い出しを行った上で、必要に応じて発注者に対し、事業改善や新たな支援策の提案を行うこと。なお、事業成果の取りまとめに当たっては、事業所ごとの環境や課題に応じた、「採用力の向上」の効果具体化・数値化し、市内企業に広く事例として周知するための「取組事例集」を作成し、「4 業務の報告」に定めるとおり発注者に報告すること。

5 業務の報告

受注者は、本仕様書に定める業務内容に基づき実施した内容、アンケート結果、広報結果について、分析を含めた「業務完了報告書」及び「取組事例集」を作成し、当該年度の全ての業務を完了したときは速やかに提出するものとする。

また、契約期間中、発注者が、必要があると認める場合には、受注者の運營業務の状況に関する報告を求めることができる。

6 その他留意事項

業務の実施に当たり、以下の点に留意すること。

- (1) 天災（地震、風水害等）や社会情勢等のやむをえない事情により、事業の実施が困難な場合は、実施方法や参加予定者等への対応などについて、発注者と協議し、対応すること。
- (2) 業務において作成した広報媒体等の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定める業務の運営上の苦情については、発注者と調整の上、誠意をもって対応すること。
- (4) 本仕様書で定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議し解決するものとする。

以 上